

中世後半、リヴァリ・カンパニー にみる慈善的側面

The Charitable Aspects of the Livery Companies
in the Latter Medieval London

出 羽 秀 明

Hideaki Dewa

1998.10.

(1) はじめに

先に我々は、ロンドンのクラフト・ギルドの相互扶助的側面について考察した。基本的に、クラフト・ギルドは一つの地域に集住する同職者が、教区教会を中心に宗教・社会的目的で結成したフラタニティから発生・転化したものであった。クラフト・ギルド形成の契機が、13世紀半ばからのイングランドの経済発展にあり、都市政府の統制の下にあったので、その規約から見る限り経済的側面を前面に打ち出したギルドが多かったのは当然であった。しかし、フラタニティ的側面も色濃く残っており、宗教的な燈明の維持、ミサへの出席義務などの規定はほとんど見られなくなったが、貧者・病人の救済といった世俗的な相互扶助の規定は、依然としてギルド規約に含まれていたことを明らかにした¹⁾。

ロンドンでは、14世紀末から有力な「クラフト・ギルド」が新しい型の組合組織である「リヴァリ・カンパニー」 Livery Company に転化した。このリヴァリ・カンパニーは国王の法人化特許状によって結成と特権を承認されたものであり、他方クラフト・ギルドは、都市の市長、或はこれに代わるベイリフの承認のもとに結成されたものであった。リヴァリ・カンパニーの成立は、1393年2月の金細工師への法人化特許状の付与に始まり、その後Henry IV世が即位して以降に本格化した。15世紀に入り Henry VI世と Edward IV世の治世の間には、それほど富裕でない組合にも特許状が付与され、15世紀末の1484年までには、食料品雑貨商、魚商、ぶどう酒商、毛織物商、小間物商ら、後の「12大リヴァリ・カンパニー」 Twelve Great Livery Companies of London を含めて、25に及ぶギルドが法人化したリヴァリ・カンパニーとなつた。さらに16世紀初めまでにその数は増大し、1501—2年のロンドン市の記録では47を数え

た²⁾。

リヴァリ・カンパニーは、違反の摘発・検査といった産業統制をはじめ、国家や都市に対して金融機関の機能を果し、戦時には資金の調達、船舶や割当て兵員の調達を行い、飢饉の際に使用するための穀類の供給維持を計り、法律や布告施行の媒介となるなど極めて広範な活動を行った組合組織であった³⁾。

本報では、中世後半期におけるリヴァリ・カンパニーが果した役割の中で、特に慈善的側面について見ていく。それは、カンパニーの成立の事由からして、この時期のリヴァリ・カンパニーにとって不可欠な活動であったと考えられるからである。

1) 出羽 秀明 「ロンドンのクラフト・ギルドの相互扶助的側面」東海学園女子短期大学紀要 第32卷 1997年。

2) An Historical Account of the Worshipful Company of Carpenters of the City of London. ed. by E. B. Jupp, London, 1887. Appendix A, List No.1, pp.290-1. その後ロンドンには、16・7世紀に設立されたカンパニーを含めて、70ものリヴァリ・カンパニーが存在した。

3) 例えば、1522年にHenry VIII世がフランス侵攻を準備した時、ロンドン市は£20,000を融資することに同意した。これは有力なカンパニーから成る評議委員会によってカンパニーに課され、毛織物商カンパニーは£2,210を負担した。また、穀類の供給維持は1439年に始められた慣習で、1520年には諸カンパニーから£1,000が集められた。A. H. Johnson, The History of the Worshipful Company of the Drapers of London. Oxford, 1914. vol. II, pp.13, 14.

(2) リヴァリ・カンパニーの成立

リヴァリ・カンパニーの成立は、1393年2月に金細工師が20marksの上納金を支払って、法人化特許状を付与されたことに始まった¹⁾。

国王の特許状は、既にEdward III世により1327年に金細工師、毛皮商、馬具商、洋服仕立屋、製帶工に、1363-4年には毛織物商、ぶどう酒商、魚商に付与されていた。しかし、これらの特許状はいずれも法人化のためのものではなかった。特許状においてギルドは通常ミステリーとして記され、営業規制とその違反の摘発といった経済的内容が中心で、排他的な取引き上の特権を付与することにあった。

金細工師に付与された特許状では、「正直で、法律を遵守し、十分な資格のある、そしてその職業において最も腕の立つ人々を選出すること。特許状を得るために請願において彼ら〔金細工師〕が不満を述べていた苦情、不平を調査し、糾すこと。そして違法と違反を改善し、取除き、罰すること。」などが認められていたが、共同印章を持たなかつたし、土地の購入・所有の権利はなく、法人格付与へのいかなる言及もなされなかつた²⁾。洋服仕立屋の特許状は、その年に洋服仕立屋と具足師が行った請願によって与えられたもので、そこには、「年一回ギルドの集会を開くこと。市長の意向によってミステリーを統制すること。ミステリーの正直な

人々によってそれらを糾すこと。成員以外、ロンドンにおいてその職業の店舗、小屋掛けを開いてはならないこと。」などが記された³⁾。この特許状の権限のもと、1371年2月19日に彼らの職業を規制することを可能にする規約の承認を得るために、ロンドンの市長と市参事会員にその規約を提出した⁴⁾。また、毛皮屋の特許状の内容は単に製造と販売に関するもので、規約が完全に守られているかを調査するために正直で誠実な若干の人々の選出を定めたものであった。

その後、1388年に国王は全てのギルドとブラザーフードに対して、その創設方法、統治、誓約、祝宴、総会、規約、慣習、特権、所有する土地、地代、財産、及びその年価値などについて報告書を提出させるようシェリフに指示し、もし彼らが国王の特許状や勅許状を持っていたら、それを提出するよう命じた⁵⁾。これは王権によるギルド統制の強化を意図するものであり、さらに1392年にはロンドン市の自治権を没収した⁶⁾。こうした中で、有力ギルドは都市政府への従属を離れて、国王のみが与えることができたより広範な特権の付与を望み、王権との直接の結合を目指した。

1390年に洋服仕立屋に付与された特許状は、「彼らの守護聖人として洗礼者ヨハネ St. John the Baptist を認め、1人の組合長と4人の監事を選出し、彼らは毎年フラタニティの兄弟・姉妹に1着のリヴァリを与えること。集会を開くこと。洗礼者ヨハネの祝日に宴会を開くこと。そして彼らが長い間そうしてきたように、フラタニティのより良い統治のために彼ら自身で規約を作成すること。」の権限を与えた⁷⁾。この特許状は法人化のためのものではないが、フラタニティ、特に宗教的活動に対するものとして、後の法人格付与の特許状に至る過渡的な内容を持つものであった。

1393年にRichard II世によって追認された金細工師への特許状には、「組合は、以後そして永久に、永続的団体となること。毎年、彼らの中から、クラフト及びコミュニティ、そしてすべての成員を監視・支配・統治するために4人の監事を選出すること。そして、彼らとその後継者のために、ロンドンとその近郊に、年価値£20の家屋敷・地代を購入・所有し得ること。」が記された⁸⁾。この金細工師の特許状に續いて、同年4月に皮革商、1394年1月に絹物商、そして1395年3月に馬具工が法人化特許状を付与され、リヴァリ・カンパニーに転化した。しかし、これら金細工師をはじめとする特許状は、いずれも役員の選出、永続性、不動産の所有を認めていたが、共同印章の所有、訴訟主体となる権利、規約の制定権には言及されておらず、言わば不完全な法人格付与の特許状であった。しかし、これらの特許状によってカンパニーは都市当局の支配からより大きな独立性を確保し、市長の権限による特権と同時に国王の権限による特権を享受し得た。

その後、15世紀に入って1408年に洋服仕立屋、1433年に魚商、1448年に小間物商が法人化特許状を獲得した。これらのカンパニーに付与された特許状では、永続性、不動産の所有、訴訟主体となる権利、共同印章を所有する権利、さらに規約制定権も認められ、カンパニーは完全な法人団体として組織された。但し、1429年の食料品雑貨商、1437年の毛皮商、1438年の毛織

物商の特許状では規約制定権が認められていなかった⁹⁾。

1448年に小間物商に付与された特許状は、法人団体としての完全な特徴を備えていた。小間物商は、もともと絹物商の一分肢とみなされて、絹物類や小間物を扱っていた。14・5世紀には、各種の帽子を扱う商人の団体Brotherhood of St. Nicholasとリボン、レース、飾り留、ブローチ、マント、メガネなどを扱う小間物業者の団体Brotherhood of St. Katherineの双方を意味するものとなった。Henry VI世から特許状を得たのは、小間物業者の聖キャサリンの団体であった。この特許状は、「我が愛する臣民たるロンドン市の小間物商のミステリーの人々、及びその後継者たちに、聖処女キャサリンを讃えてギルド、ないしフラタニティを創設することを認め、許可する。」に始まり、「上述のギルドないしフラタニティは、永続性を持つこと。そして、ギルドに受け入れるのを望む人々を増やすべき権限を与えること。さらに彼らが望み、必要とした時には何時でも、永久に上述のフラタニティの管理・運営、維持、統治のため、彼らの中から4人の監事を選出する権限を付与すること。この監事及びその後継者は、そのフラタニティの兄弟・姉妹の各々に1組の衣服のリヴァリをつくること。そして、最も必要かつ適当と思われる時に、任意に自ら規約を制定し得ること。そのフラタニティは永久に法人格を持つフラタニティとなること。フラタニティは以後、「ロンドン市の小間物業者の聖処女キャサリンのフラタニティ」the Fraternity of St. Katherine the Virgin of Haberdashers in the city of Londonの名称となるべきこと。そして将来にわたって法人格を持つべきこと。「聖キャサリンのフラタニティの監事」の名によって、死手の保有禁止令にもかかわらず、土地、家屋敷、地代、年金annuities、その他の所有権を自由な市民的保有において、保有もしくは収得できること。また、共同印章を所有し、上述の法人団体の名によっていかなる法廷の、いかなる裁判官の前においても訴え、訴えられる権利をもつこと。」が認められた¹⁰⁾。

こうしたリヴァリ・カンパニーはミステリーとフラタニティの結合によって成立したものであった。1437・8年に付与された毛皮屋・毛織物商カンパニーの特許状は、それを明確に物語っていた。毛織物商カンパニーは、「ロンドンの毛織物商の聖メアリーのギルド、ないしフラタニティの組合長と監事」the Master and Wardens of the Gild or Fraternity of the Blessed Mary of Drapers of Londonの名によって、永続性、共同印章の保持、不動産の所有、訴訟主体となる権利を認められ、さらに「前述のミステリー〔毛織物商〕の人々の中から聖処女メアリーの名において1つのギルド、ないしフラタニティを前述の市〔ロンドン〕において創設し得ること。……そして、前述のギルド、ないしフラタニティの人々は毎年、1人の組合長と4人の監事を、彼ら自身の中から選出し得ること。彼らは前述のミステリーと同様にギルド、ないしフラタニティに関する業務の責任を全うし、また毛織物商のミステリー、ギルド、及びフラタニティ、そしてそのすべての人々とその取引きを監視・支配・統治すること。」とされた。これによって、役員はミステリーとギルド、ないしフラタニティの双方を統轄する権限を与えられた¹¹⁾。1392年に付与された毛皮屋の特許状では、ミステリーの人々によるフラタ

ニティの所有を認めたが、フラタニティとミステリーが1つの団体になることについては何も示さなかった。しかし、1437年の特許状ではミステリーとフラタニティの間を明確に位置づけた。カンパニーの名称は、「ロンドンの毛皮屋のコーパス・クリスティのギルド、ないしフラタニティ」the Master and Wardens of the Guild or Fraternity of Corpus Christi of the Skinners of Londonとされ、「毎年、ギルド、あるいはフラタニティの人々は1人の組合長と4人の監事を、ギルド、ないしフラタニティに関する業務の負担を支え、ミステリー、ギルド、及びフラタニティを支配・統括するため、その選出時に毛皮屋でかつ市民である者の中から選出し得ること。」とされた。そして、ミステリーとギルド、ないしフラタニティの両方の業務に用いるための共同印章を与えられた。こうして、クラフト、ないしミステリーとギルド、ないしフラタニティは、前者が後者を吸収、あるいは吸収され一体化した。Henry VI世の特許状の目的は、クラフト、ないしミステリーと並んで、密接な関係を持って初期に存在した宗教・社会的機能を持つフラタニティ、ないしブラザーフードに法人格を付与することにあった。

- 1) G. Unwin, *Gilds and Companies of London*. London, 1908. pp. 49, 50. W. Herbert, *The History of the Twelve Great Livery Companies of London*. New York, 1968. rep., Vol.II, pp.125-54.
- 2) この特許状では、金細工師の請願に対して、「クラフトの成員は前述の事柄を調査するため、最もふさわしい有能な人々を選出し、悪事を摘発し改めうこと。そして、金細工師が居住し、商人が訪れるイングランドのすべての都市と町において、ロンドンと同じ条例を作成し、維持すること。」などが認められた。The Early History of the Goldsmiths' Company 1327-1509. ed. by T. F. Raddaway and L. E. M. Walker. London, 1975. Appendix I, pp.222-4. W. Herbert, op. cit., vol. II, pp.123,222-4. Cal. Letter BK. G, p.146.
- 3) The Early History of the Guild of Merchant Taylors, ed. by C. M. Clode, part I, pp.344-5. Appendix 2. 1888, London. 4) C. M. Clode, op. cit., pp.34-5.
- 5) T. Smith, *English Gilds*. London, 1870, pp.127-9.
- 6) A. H. Johnson, op. cit., vol.II, p.42. 後にHenry VII世は、カンパニーに統制を加え国王権力下に置くべく、1504年「ギルド法」を制定した。これにより、ギルドの諸規制が国家的統制の下に置かれることになった。Statutes of the Realm, II, pp.652-653.
- 7) C. M. Clode, op. cit., pp.35-36.
- 8) W. Herbert, op. cit., vol.II, p.156. T. F. Raddaway and L. M. E. Walker, op. cit., pp.70-77.
- 9) Some Account of the Worshipful Company of Grocers of the City of London. ed. by B. Heath, London. 1869, Appendix, No. VI, pp.410-411. 洋服仕立屋は、既に1390年の特許状によって不動産の所有が認められており、毛皮屋は1392年の特許状で「2人の司祭と他の献身的仕事を支えるために、ロンドン市内、及びその郊外に、年価値20marksの土地、家屋敷を、死手の保有禁止令にもかかわらず、入手し、受取ることができること。」とされた。Records of Skinners of London. ed. by J. J. Lambert, London. 1813. pp.50-1.
- 10) W. Herbert, op. cit., vol. II, p.537. English Economic History Select Documents. ed. by A. E. Bland, P. A. Brown and R. H. Tawney, London. 1914, pp.144-46.
- 11) A. H. Johnson, op. cit., vol. I, Appendix, I, IX, pp.214-15.

(3) カンパニーの宗教的側面

法人格を付与されたリヴァリー・カンパニーはクラフトとフラタニティの2つの要素が混じり合っていた¹⁾。しかし、リヴァリー・カンパニーはフラタニティ的組織が基本であり、特許状の多くはフラタニティないしフラタニティ的活動のための法人化が強調された。すべてではないにしても、その多くは守護聖人を持ち、カンパニーは、集会を持った教会の祭壇に燈明を維持し、今は亡き成員の靈のための法要やミサを行うためにそれぞれの司祭を維持した。その費用を賄うために法人化により、土地などの不動産所有を認められ、そこから地代収入を得ることができた。ここでは、カンパニーに付与された特許状をはじめ規約、会計簿などにより、カンパニーにおけるフラタニティの宗教的側面をみていく。

カンパニーにおける宗教的特徴は、14世紀の終りから宗教改革に至るまで常に強められ、極めて支配的な要素であった。1390年の洋服仕立屋に対する特許状は、フラタニティ的活動に対する特許状として、洗礼者聖ヨハネを彼らの守護聖人とすること、毎年、その祝日に宴会を開くことなどを認めていた。リヴァリマンは宴会への出席を義務づけられた。ホールの聖ヨハネの像の前には緑のボール bolles と3本の燈明が灯され、祭壇は布で覆われた。宴会の費用は、ほとんどカンパニーによって負担された。1408年に付与された特許状では、名称を「ロンドンにおける洗礼者ヨハネの洋服仕立屋と麻具足師のフラタニティ」The Fraternity of Taylors and Linen Armourers of St. John the Baptist in the City of Londonとされた²⁾。1393年に特許状を付与された金細工師をはじめ、1394年の絹物商から1437年のぶどう酒商カンパニーは、そこに明記されたようにフラタニティであった。

15世紀に入り、1429年の食料品雑貨商の特許状には、「共同団体の貧しい人々を養い、支えるため、そして生者と死者のために日々の儀式を執り行い、又前述の団体のすべての人々、すべての信心深い死者たちの靈魂のために1人の牧師を維持するため、永久に彼ら、及びその後継者が年価値20marks の土地、家屋敷、地代を所有すること。」が記された³⁾。その後、1447年の小間物商、1452年の具足師に付与された特許状も、それぞれSt. Katherine, St. Georgeの名において、永続性、共同の印章、土地所有、訴訟主体となる権利がフラタニティに与えられたものであり、職業の規制については何も記述されていなかった。特に、具足師の特許状は、宗教的目的が突出した特異なものであった。1466年に追認された毛織物商カンパニーの特許状では、2人の司祭の維持、礼拝その他必要な負担のために不動産の所有権を認めていた。16世紀に入り、1536年に塩漬け魚商と干し魚商の組合が結合して1つのカンパニーとなる特許状でも、「すべての死者の法要は、以前には別々に維持されてきた。これらは寄贈者の遺言に従って、干し魚商の名前が続く限り、慣習であったように別々の費用で、維持し続けるべきこと。そして、その名前が絶えた時、それらは結合した魚商の名前のもとに維持すべきこと。」が記

され、両方のカンパニーのすべての遺贈者のために毎年、法要を共同費用で維持することに同意するなど依然として宗教的側面が強調されていた⁴⁾。

この時期、カンパニーが宗教的側面を強調していたことは、その規約や会計簿からより明確に伺い知ることができる。規約には、守護聖人の祝宴・葬儀・法要への出席義務、燈明・司祭の維持など多くの宗教的義務が盛り込まれた。

金細工師カンパニーの規約には、「St. Dunstanの祝日を催し、維持するための」規約が定められていた。それによれば、「主と St. Dunstanへの崇拝において、祝日に来て、礼拝しようとするのは、極めて不興で、不名誉なことである。St. Dunstan の祝日の催しに、フラタニティの成員は正当な理由なくして欠席してはならない。これに違反した場合には、40s.の罰金を支払うべきこと。」とされた⁵⁾。魚商（塩漬け魚商）の1426年の規約には、「毎年 St. Peterの式典に、フラタニティのすべての男・女の成員は、Cornhill の St. Peter 教会に新しいリヴァリを着用して、出向くこと。そして、そこで主と St. Peter に捧げる厳かなミサを聴き、奉獻する時には彼らの信心に応じたものを献納すべきこと。」が定められた。1418年の毛織物商カンパニーの規約には、「司祭を得ることについて」をはじめとして、「燈明を維持することについて」、「ミサと年忌への出席について」、「亡き成員の葬儀への出席について」などの宗教的活動に関する多くの規定がある。「司祭を得ることについて」では、毛織物商の中心的教会であるCornhill の St. Michael教会において、「すべての生者と死者のために詠唱すべき 2 人の司祭を得、維持すべきこと。そして彼らの俸給は組合の地代から支払われること。」とされた⁶⁾。その後、カンパニーの規約には葬儀や埋葬式への出席、そして死亡した成員のための翌日のミサへの出席が絶えず言及された。1519年の規約でも、その義務は厳格に罰金を課すことによって強制された。1469年に金細工師のカンパニーでは以前よりも厳格な規約が制定され、法要に欠席したリヴァリには 8 d. の罰金が課せられることとなった。おそらく、すべてのカンパニーにおいて集会への出席と同様に葬儀、法要への出席が義務づけられた。こうしたすべての法要への出席は、監事とリヴァリにとって多大な障害と労苦をもたらし、魚商カンパニーでは、カンパニーの亡き成員のための合同法要がもたれていた⁷⁾。

魚商は昔から葬儀や他の宗教的儀式で役目を果たす 3 人の司祭を維持していた。1513年付けのカンパニーの女性成員 Agnes Palmer の遺書には、「Westcote の St. Peter 教会における、彼女と夫の年忌を維持するための支払いに 6 s. 8 d. が与えられるべきこと。即ち、カンパニーの 3 人の司祭に夫々 4 d., 3 人の書記に夫々 4 d., 教区牧師に 4 d., 4 s. は鳴鐘と蝋燭のために前述の教会の司祭と書記に。もし残金があったら、それは貧しい人々に施すべきこと。」が記されていた。司祭は、「その職にある間、十分にかつ正直にカンパニーに仕えるべきこと。そして、すべての葬儀と法要に監事と共に行くよう整えるべきこと。そして、週に 1 度、カンパニーに属しているすべての靈のために、死者たちの礼拝式における朝の祈りと夕べの祈りで交唱の最初の言葉 Dirige Domine, Placebo Domino を唱えるべきこと。」を誓約した⁸⁾。毛皮

屋は14世紀の終りまでに Dowgate Hill 通りに Copped Hall として知られたホールを取得していた。ホールの下の 5 軒の店舗と地下貯蔵室の賃貸料、そして St. Martin Orgar 教区の土地・家屋の賃貸料で、カンパニーはフラタニティの今は亡き兄弟・姉妹の靈魂のためのミサの費用、フラタニティの兄弟・姉妹のための祈りを捧げる司祭の俸給、教会での法要の費用、ホールの修理費などを支払った。金細工師のカンパニーの監事会計簿の支出には、1337年の「St. Dunstan の祝日の鳴鐘とその他の経費に」、1339年の「鳴鐘と飲物に」、「St. James の施療院に」、「St. Paul's の 2 本の燭台に」、1340年の「St. James の施療院の燈明に」などの項目があげられた⁹⁾。また、1438年の記録には、カンパニーに不動産を遺した人々の靈の安寧のためのミサを執り行う付属礼拝堂の司祭への支払いがあげられた。

大工カンパニーの特許状には、守護聖人や司祭の維持など宗教的要素への明確な言及はなかった¹⁰⁾。しかし、彼らは大工のホール近くの St. Mary Spital 教会と All-Hallows 教会において燈明を維持した。ギルドは司祭 Simon of Sudbury から St. John the Baptist を祀る礼拝堂を、St. Pauls 教会の北側、ギルド・ホールの東端に与えられた。1407年にその修理の支払いがカンパニーの会計帳簿に記された。これは日々の勤行とフラタニティの成員、及び将来成員となる者の靈魂の安寧のために礼拝を捧げることを目的とするものであった。1382年に Thomas Carleton はその遺書で年額 10marks の賃貸料をその礼拝堂で彼のために歌唱する司祭を見いだすために与えた。また、1404年に Thomas Sibsey はその礼拝堂内に彼を埋葬するよう指示し、その命日のために 40s. を与える遺書を遺した¹¹⁾。カンパニーの成員に課せられた主要な義務は、死亡した成員の葬儀に出席すること、そして貧窮のうちに死んだ人々の埋葬の手立てを提供することにあった。カンパニーの帳簿には、1457年に Thomas Smyth の法要のため司祭に 4 d., 1460 年に St. Mary Spital での燈明のために 4 s., 1468 年に All-Hallows での 5 本の小蠟燭のために 3 s. 4 d., 1482 年には、1477 年付けの遺書で不動産を遺贈した組合長 Warham の法要のために 20s., などが記載された。この 20s. は不動産の収益から司祭の俸給、法要・燈明の経費に充てられた¹²⁾。

16世紀前半、混乱の後の安定期を迎えると、カンパニーは以前にもましてより頻繁に、そして広範に宗教的儀式を行った。毛皮商カンパニーの帳簿には、聖体祭の祝日の祭列への費用が毎年記載された。毛皮商は、聖体祭の祝日の午後に、ロンドンの主要道路を巡る祭列を組んだ。その行列には遺贈者の名前が付けられた 100 本以上のトーチが灯され、200 人の司祭や聖職者が参列した。多くの者が法要のため、そしてこのトーチのためにお金を遺していた。その後に市会議員、市長、市参事会員らが、そしてリヴァリを着た毛皮商が続いた¹³⁾。

1) G. Unwin, op. cit., p.170.

2) 洋服仕立屋ギルドでは、1376 年までその組合長は 'Pilgrim' との名称が用いられていた。彼は何ヶ所かの聖地へ巡礼し、そこでフラタニティの全成員の靈魂のために祈りを捧げる義務を課されていた。

- R. T. D. Sayle, A Brief History of the Worshipful Company of Merchant Taylors.1495.p.56.
- 3) B. Heath, op. cit., Appendix, No. VI, pp.410-412.
 - 4) W. Herbert, op. cit., vol. II, pp.26-7.
 - 5) T. F. Raddaway and L. E. M. Walker, op. cit., Appendix, I, p.226.
 - 6) A. H. Johnson, op. cit., vol. II, pp.262-274.
 - 7) T. F. Raddaway and L. E. M. Walker, op. cit., p.206.1521年の規約には、毎年25の法要が催されたとある。
 - 8) ibid., Appendix, I, p.218. 9) ibid., pp.164-5.
 - 10) E. B. Jubb, op. cit., pp.12-15. 11) ibid., pp., p.114. 12) ibid., pp.26-7.
 - 13) Company of Skinners p.133.毛皮商のヨーマンのフラタニティの規約には、極めて宗教的色彩の強い規定がもりこまれていた。ibid., pp.85-9.

(4) カンパニーの慈善的側面

法人化特許状によって土地、家屋敷、地代の購入・所有を認められたリヴァリ・カンパニーは、多くの不動産を共同の資金による購入や富裕な成員の遺贈を通じて獲得した¹⁾。こうした不動産からの地代・賃貸料収益は、リヴァリ加入料、組合員認可料、親方創業料、徒弟登録料、規約違反への罰金・科料、四季税、雇職人認可料、借入・寄付金などの収入と共に、主としてカンパニーの貧しい成員や病老者の救済、寡婦や孤児の生活扶助など純粋に慈善目的に充てられた他、不動産の地代、維持・管理費、法要・ミサへの支払、蝋燭代金、司祭の俸給などの宗教的出費、役員報酬、手間賃などの人件費、宴会費、消耗品費、検査費、貸付金などに支出された²⁾。

リヴァリ・カンパニーへの不動産所有の権利が、フラタニティ的慈善活動のための資金源として認められたものであったことは、特許状に明記された。金細工師カンパニーのそれでは、「Edward III世は、『その職業の多くの人々が火と水銀の煙で視力を失ってきており、そして他にもその職業によって、極めて健康を損ね、衰弱している者がいる。彼らは他からの救済なしに生きていくことができない。』との金細工師の請願で、前述のクラフトのカンパニーに慈善寄付を受け入れるのを、そして前述のように土地を購入するのを許可していた。……彼らは彼らとその後継者のために、ロンドンとその郊外に年価値£20の家屋敷・地代徴収権、及びその付属建物を購入し、所有すること。」を認めた³⁾。金細工師に続いて、1394年に法人格付与の特許状を得た絹物商カンパニーの特許状には、海難や不慮の事故で貧窮し、慈善や施与なしにやっていけない多くの成員がおり、こうした貧民、及び組合の生者・死者、主、聖母のための勤行を行う司祭を維持するために、ロンドン市内、及びその郊外に年£20の価値の土地・家屋敷・地代徴収権を持つことが、また、1433年に付与された魚商の特許状にも、「魚商のミステリーは、ロンドン市内及びその郊外に、自由な市民的保有において、年価値£20の土地、家

屋敷、及び地代入手、保有することができる。それは前述のミステリー、及び団体の貧しい男・女を支え、維持するのを援助するために持ち・所有すること。」と記された⁴⁾。

土地財産は、その当時、団体としての投資の自然な形態であり、また唯一の安全な形態でもあったから、諸リヴァリ・カンパニーは、特許状によってこの権利を与えられると、カンパニーの富の基礎になった不動産を、遺贈や購入によって獲得しはじめた。金細工師カンパニーは、特許状を獲得した年の5月7日にFoster小路の14店舗、Wood通りの1軒の家屋敷と4店舗、Monkwell通りの3軒の家屋敷など34軒の不動産、St. Pancras教区、及びBailey教区などの家屋敷からの7件の地代による総額年£19 6s. 8d. の価値の不動産を譲り受ける国王の許可を受け、5月22日に土地譲渡証書が登記された。

諸カンパニーでは、その繁栄と成員の増加につれて不動産の遺贈が増大した。成員の多くは、その遺言で貧民ないしは病老者の救済や、本人、亡き両親・妻らの法要を指示し財産をカンパニーに信託した。長い間の慣習により、人々が自らの靈魂の救済のために動産の1/3から1/2を割り当てることは普通であり、ロンドンにおいてこの慣習は極めて厳密に引き継がれていた。そしてその慣習は不動産に拡大される傾向にあった⁵⁾。金細工師カンパニーでは、1404年からの40年間に少なくとも15人、おそらく20人がカンパニーに直接、もしくは相続権によって不動産を遺した。1402年にJohn Forsterは金細工師通りの家屋敷を、1406年にはJohn Fraunceysが、Old Changeの路地、St. Vedast教区の家屋と店舗を相続権によって遺贈した。1434年に市民で干し魚商stock-fishmongerのHenry Prestonは、その遺書によって、「永久に魚商のミステリー及びコモナルティの貧しい男・女を支えるのを援助するために」、All Saintsの教区の土地・家屋、そしてSt. Michael教区の土地・家屋を遺贈した。これらの不動産は賃貸され、カンパニーの地代収入となりカンパニーの貧者への慈善的な支払いに充てられた⁶⁾。また、翌年にThomas WestonはSt. Nicholas Cole Abbey教会での彼の命日に毎年13s. 4d.、それを勤める司祭へ支払い、残りをその教区の近隣の貧者に分配すべくカンパニーに不動産を遺贈した。

こうした不動産は、貸借期限が終了した後にしかカンパニーの手に入らなかつたので、直ちにカンパニーに地代収入をもたらさなかつた。従つて、カンパニーは賃借人が死亡するまで遺贈者の法要への支払いをはじめ、法人による不動産の永久保有に必要な許可を得るための費用や家屋の維持・修理費を負担しなければならなかつた⁷⁾。

地代に賦課された国王の課税報告書によれば、金細工師カンパニーは1412年に£46 10s. 1/2d.、1436年には£70の賃貸料を得ていた。1412年に皮革商は£18 12s. 8d.、絹物商は£14 18s. 4d.、洋服仕立商は£44 3s. 7d. の賃貸料収入があった⁸⁾。毛織物商カンパニーの1413-14年の会計簿には、£14 15s. 4d. の地代収入が記載され、1441-2年の総収入£55 12s. 1 1/2d.のうち、£29 3s. 4d. は不動産賃貸料からであった。

15世紀半ば以降も成員による不動産の寄贈・遺贈は相続いだ。1451年に市参事会員の金細工師John Paddesleyは、5人の救貧院生活者の夫々に週1s. 2d. の支払いを課して、8軒の家

屋、2軒の店舗、29軒の小さい家と部屋などを遺贈した。1453年にJohn Carlyllは、カンパニーの盲目、病老の成員のため、そして法要のために6軒の家屋と庭園を遺贈した。また、Oliver DavyはChepsideの大邸宅、12軒の家屋と部屋などを、2人の救貧院生活者の夫々に週1 s. 2 d. の支払いを課して遺贈した。この時期、おそらく12人の救貧院生活者がカンパニーが所有する部屋に住んだ。

多くのカンパニーが、遺贈の援助によって貧窮、もしくは病老の成員のために12又はそれ以上の設備を有する救貧院 Almshouses を所有した。これらの救貧院は、時に施療院 Hospitals として知られていた。施療院は、もともと異邦人宿舎の形で古代から存続してきたもので、そこで旅人は一夜の宿と飲食を提供された。救貧院を維持する慣行は宗教的ギルドに始まり、クラフト・ギルドに及び、15世紀を通じてロンドンの比較的重要な諸カンパニーのすべてがこの種の建物を建築した。洋服仕立商はホールに隣接して救貧院を建てた⁹⁾。また、1428年に完成祝賀会が開かれた食料品雑貨商カンパニーのホールの前庭に救貧院があった。毛織物商カンパニーは、Aldgate区のFriars教会に隣接して救貧院を持っていた。これは1521年にJohn Milburnによって設立され、そこには13人の成人貧民が、もし妻がいたら共に住んだ¹⁰⁾。救貧院収容者は、はじめに宿泊だけを与えられ、食事は提供されなかったが、多くの富裕な成員がその遺書でこれらの施設に財産を遺すようになると、定期的に年金を受け取るようになった。

ぶどう酒商カンパニーは、Mile Endに救貧院を持っていた。これはGuy Shuldhhamによって遺贈されたもので、13人の貧しい男・女の住居として供せられた。彼らは組合長と監事によって指名され、もし該当者がなかったら他の貧しい、評判の良い男・女が家賃なしでそこに住むことが認められ、13人には地代からそれぞれ毎年4 s. 4 d. が与えられた¹¹⁾。食料品雑貨商でロンドンの参事会員のJohn Wellsは1442年付けの遺書で、「St. Mildred教区の彼らのホール近くに新たに建てられた家屋敷〔救貧院〕に住む、ミステリーの貧窮者の救済のために」、土地・家屋敷をカンパニーに遺贈した¹²⁾。塩商のThomas Beaumontは1454年付けの遺書でAll Hallows教区に新たに建設された6軒の家屋を含むいくつかの不動産を遺贈した。これらの家屋はカンパニーの救貧院として使われ、そこには6人の貧しい成員が住み、夫々に毎週7 d. が監事によって支払われた¹³⁾。金物商のThomas Lewenは、1555年付けの遺書で5軒の家を新たに建て、その1軒に司祭を、残りの4軒にカンパニーの4人の貧しい、正直な人々を無料で住まわせた。彼らは夫々年4回20d. づつを受け取ることになった¹⁴⁾。

金細工師カンパニーの年金受給者は、1423年に17人を数えていた。2人は6 d., 3人は8 d., 8人は1 s. を、4人の女性のうち1人は1 s. 2 d., 2人は1 s. 4 d., 1人は1 s. 6 d. を毎週支払われた。監事を勤めたThomas Dodesole, Thomas Senycleには16d. が与えられた。これら年金受給者は、毎週木・金曜日にSt. Jhon Zachry教会でのミサ、そしてクラフトのすべての葬儀に出席することを義務づけられた¹⁵⁾。洋服仕立商カンパニーでも15世紀には多くの不動産が遺贈され、これらの不動産収入は138li.15s. 6 d. にものぼった。1466—7年の会計簿

の総収入は283li.7s. 2 d. で、支出は修理費に£42 16s., 寄進礼拝堂に£37 14s. 2 d., 奉給に£15 10s., 法要などに£4 10s. などの他、年金受給者に£22 8 s. 4 d. が支払われた。1468-9年の年金受給者は、John Calhamら8人を数えた¹⁶⁾。毛織物商カンパニーの会計簿にも年金への支出が記載された。1423-4年にRichard Coronerに四半期分として13s. 4 d., John Longleyに40s., Walter Honyspellに15s. 2 d. など計6人に支払われた。1424-5年には4人に£8 15s. 11d., 1434-5年には同じく4人に£5 13s. 4 d., 1508-9年には5人に£105 4 s. 6 d. が支払われた。年金は成員に加入し、7年間リヴァリであった者のみに年4 marks, 監事であった者には週14d. が支払われた¹⁷⁾。

また、後に顕著な慈善となった仕事を始める若い商人や職人にお金を貸すことは、既にこの時期から見られていた。国内市場の拡大、海外貿易の伸張について資本は極めて重要な要素になっていた。カンパニーは入会金や罰金の中から富裕な成員に利子を付けて貸付けたが、極めて高い利子は多くの若い貧しい成員が仕事を始めるのを妨げた。成功した富裕な成員は、貧しい若い成員を援助することを目的に、その遺産をカンパニーに信託した。資金が不足している成員は、その資金を無利子や当時としては低利率で借用することができた¹⁸⁾。金細工師カンパニーでは、「William Boston, Richard Messenger, Oliver Davyの遺贈に関する規約」が定められていた。それには「3名の市民で金細工師のそれぞれは、彼らの最後の遺言書によって、必要とする若者と他の成員の救済と支援のために、監事によって、いくつかは3ヵ月間、他は1年間の期限で貸与されるべく、永久的な記念として然るべき金額をこの名誉あるカンパニーに遺贈した。」と記された¹⁹⁾。

15世紀末になされた調査によれば、金細工師カンパニーは、購入や遺贈によってロンドンに250件を超す不動産と免役地代を所有していた。購入によって入手した土地からの地代は、1497年に£83 2 s. 2 d., 遺言による収入源からの地代は少なくとも£269 11s. 4 d., おそらく£300を越えた。

1) English Historical Documents. ed. by D. C. Douglas, vol.III, 1975. pp.53,119.

2) 四季税については、T. E. Reddaway and L. E. M. Walker, op. cit., Append ix, I, p.268. Johnson, op. cit., I, p.266. 司祭の奉給は、毛織物商カンパニーでは、2人の司祭に1413-4年にそれぞれ£5, 1481-2年にはそれぞれ四半期分として33s. 4 d. を支払った。また、ビードルにも司祭とほぼ同額の奉給が、書記には四半期分として25s. が支払われた。Johnson, op. cit., I, p.355.

3) T. E. Reddaway and L. E. M. Walker, op. cit., p.156. 1341年の特許状で土地所有はすでに認められていた。

4) Unwin, op. cit., p.160. W. Herbert, op. cit., vol. II, pp.24-5. これは、1536年の特許状でも記されている。ibid., p.116.

5) S. L. Thrupp, The Merchant Class of Medieval London, p.177. 1948.

6) Herbert, op. cit., vol. II, p.99.

7) T. E. Reddaway and L. E. M. Walker, op. cit., p. 1406年から1441年の間に金細工師カンパニーに遺贈された12件のうち、1497年に2件は依然としてカンパニーの所有になっていなかったが、他の10

件は£115 9 s. 8 d. の地代収入をもたらした。その中から慈善的支出に£43 13s. 4 d. が充てられた。1408年のThomas atte Hay, 1413年のThomas Polleら6人の相続権による不動産の遺贈は、通常の法要や宗教的儀式を課されなかつたが、3年毎にカンパニーのリヴァリが変更された時、13人の貧しい金細工師に黒のガウンの提供、そして毎年ホールを含み、それに接する5つの教区の貧民に石炭20クオーターを分配することを負わされた。

- 8) T. E. Reddaway and L. E. M. Walker, op. cit., p.102-5. A. H. Johnson, I, p.109, n.2.
- 9) Calendar of Wills, Court of Hustings, London. ed. by R. R. Sharpe, part II, pp.480-1. 1432年に Thomas Suttonは、その遺書で土地、家屋敷をカンパニーに遺贈し、「それらの利益のすべては St. Martin Oteswiche 教区のフラタニティのホールに隣接した救貧院の貧しい成員男・女の救済に捧げられるべきこと。」と記した。
- 10) A. H. Johnson, op. cit., II, pp.36, 83. 11) W. Herbert, op. cit., ii, p.636.
- 12) B. Heath, op. cit., p.499. 13) R. R. Sharpe, op. cit., p.534. 14) ibid., pp.662-3.
- 15) ibid., Appendix, I, p.253. 金細工師の監事会計簿は、1335年に始まった。支出項目には、12人の貧しい男女に支払われた、夫々 1 s. 6 d. から 2 s. 及び 3 s. までの年金、1 Li. 16s. が記入されていた。1337・9年、1340年にも8人の貧者に、毎週 3 s. 4 d., 合計 £ 8 13s. 4 d. が支払われた。ibid., pp.130, 164-5. Appendix, I, p.267. なお、Appendix, I, p.239. に金細工師カンパニーの「St. Dunstan の Alms への貧しい人々の加入」に関する規約がある。
- 16) W. Herbert, op. cit., ii, p.125-6.
- 17) A. H. Johnson, op. cit., I, pp.162-3. n.5. 288. 1508-9年の監事会計簿に、5人の老衰した救貧院収容者 'beedman' の記載がある。ibid., pp.368-9.
- 18) この時代に利子率は通常 6 から 12% であった。E. M. Leonard, The Early History of English Poor Relief, 1965. London. p.233.
- 19) T. E. Reddaway and L. E. M. Walker, op. cit., Appendix, I, p.270. 「William Boston の貸付資金に関する規約」が1464年11月8日の集会で定められている。それには、「彼の遺書によって、以下の方法で貸与されるべく、組合の貧しい者の救済のために100marks を遺贈した。即ち、金細工師のクラフトの零落した、リヴァリであると、なしとに関わらず、資金を必要としているすべての成員は100marks のなかから10marks までを借りることができる。」と記された。ibid., Appendix, I, p.254, II, pp.283, 293-4, 299.

(5) おわりに

以上、中世後半におけるリヴァリ・カンパニーの宗教・慈善的活動について見てきた。リヴァリ・カンパニーはその時代の他のクラフト・ギルドと同様、商人・手工業者の経済活動を統制する機能を果たすと同時に、より強力に宗教・慈善的機能を果たす社会組織であった。

リヴァリ・カンパニーは、15世紀末からのギルド統合・合併、成員間の階層分化の進展により、次第にカンパニーの名称で示される職業のみを代表する緊密に結び合った組織から遊離し、16世紀初めまでには、「純粋な職業団体であることを止めつつあった。」¹⁾。1423年には111を下がらなかつたクラフトが、16世紀初めまでにかなりが吸收・合併などにより消滅していた。鞣皮商カンパニーは、1479年に白鞣工、1502年に手袋製造工、財布屋、1517年に袋物師を吸收し

ていた²⁾。手袋製造工らは鞣皮商に原材料の供給を依存したので、鞣皮商に従属するようになった。小間物商は、1500年にハット製造工とキャップ製造工の組織を吸収し、さらに後にはフェルト帽子製造工、ピン製造工をも吸収した。毛織物商カンパニーでは、1493年から1509年の間に買戻しによる成員加入者が127人を数え、その多くが毛織物商に関係しない者や他のカンパニーからの移籍者であった。ロンドンの慣習によって、諸カンパニーはそれぞれが代表する職業に対していかなる排他的権利をも主張することはできなかった³⁾。1415年には早くも毛織物商カンパニーの成員は商人に限られず、1445年には毛皮商のそれは成員中1人のみが実際に取引きを行っていたにすぎなかった。また1503年以降、洋服仕立商カンパニーは、特許状ですべての商業に解放された。絹物商カンパニーも16世紀までには本来の職業との関連を失っていた。カンパニーの構成員は商業的機能を遂行する商人と産業的機能を遂行する手工業者（小親方）に分化し、富裕な商人層による寡頭的支配が強化されつつあった⁴⁾。カンパニーの運営は、組合長、監事、及び補佐役会の手に握られ、補佐役会の権限も増大した⁵⁾。もともと手工業のクラフトに起源を持つカンパニーや手工業的要素を含むカンパニーにおいても商人層によって手工業者は完全に従属させられていた。洋服仕立商は、「古くは『洋服仕立屋と麻具足師』と呼ばれていた……が、同カンパニーの会員の多くが大商人であり」、1503年に「Merchant Tailors」の称号のもとに改めて法人格付与の特許状を与えられた⁶⁾。

これとは別に、1547年の寄進礼拝堂（祈願所）没収令Chantry Actによりカンパニーは宗教的側面を喪失した⁷⁾。

1) Johnson, op. cit., I, p.160.

2) Tudor Economic Documents. pp.99-101. Cal. Letter Bk, L, p.165.

3) London の慣習は、ひとたびギルド成員となり、市民権を得れば、その市民権に基づいて他のいかなる職業をも営み得るという慣習。G. Unwin, Industrial Organization, p.105 do, Gilds and Companies. p.262. Cal. Letter Bk, G. p.203.

4) G. Unwin, Industrial Organization in the Sixteenth and Seventeenth Centuries, Oxford.1904, p.46.

5) 例えば、1455-6年の規約で組合長と監事は、組合のいかなる人々の同意・助言なしに、すべての男・女の買戻しによる成員加入を認める権限を与えられた。Johnson, op. cit., I, pp.274-5.

6) C. M. Clode, op. cit., part i, p.37.

7) G. Unwin, Gilds and Companies, chap. xiii. Statutes of the Realm. vol.iv. pp.24-33.